



## コメント

1. 本件は、2008年12月号で取り上げた千葉地裁平成20年5月16日判決の控訴審の判決である。

控訴審判決は、千葉地裁同様、「本件改正附則は憲法84条に違反せず、(中略)、控訴人の本件請求は理由がないものと判断する。」と結論付けている。

その理由については、千葉地裁判決の記載を引用しつつも、「当裁判所の補充の判断」と題して上記のような理由を説明している。

なお、仄聞したところによると、本件は一審も控訴審も本人訴訟であったが、本件判決後に代理人が、現在上告中であるとのことである。

2. 平成16年の改正が暦年当初に遡及適用することを規定したことについては、福岡、東京、千葉でそれぞれ争われてきた。

福岡地裁はこれを違憲と判断したが、その控訴審である福岡高裁平成20年10月21日判決はこれを合憲とする逆転判決となった(なお、この事件は上告されることなく確定した)。

千葉地裁は合憲と判断し、その控訴審である本判決もそれを支持した。

なお、東京地裁判決に対する控訴審は現在まだ継続中であり、まもなく結審と聞いている。

3. 上記の一連の判決は、いずれも暦年当初への遡及適用の問題を租税法律主義(憲法84条)違反の問題として位置づけて判断している。

そして、合憲と判断した判決は、いずれも「遡及立法」か否かを「行為時」ではなく「納税義務成立時」を基準として判断しようとする。そうすることで行為時を基準とする場合より、「遡及立法」の範囲を狭くし、遡及立法禁止の原則の適用をより制限的にして、期間税に関する暦年当初への遡及適用の問題を

遡及立法禁止の原則の射的距離外に置こうとする。

その上で、暦年当初への遡及適用の問題については別途に合理的理由の有無で判断するという規範を定立している。

そして本判決は、合理的理由の有無については大島訴訟の最高裁判決(上記昭和60年判決)の判断をベースに、立法裁量を尊重して判断するという構造を示している。

4. ところで、暦年当初への遡及適用の問題は単純に租税法律主義という統治原理上のルール違反の問題と捉えるべきであろうか。

刑罰法規に関して憲法39条が刑罰法規不遡及の原則を規定したのは、刑罰法規の遡及適用が人権侵害であるという認識があったからであろう。この点を考えれば、暦年当初への遡及適用の問題も人権侵害の問題と捉えるべきではないだろうか。

確かに明文では刑罰法規に関する規定しかない。

しかし、規定がないからといって、憲法上、刑罰法規以外の法規について一般的に遡及適用が許容されているという判断を裁判所が下すとは思われない。

法規の遡及適用が人権侵害となるのは自由権一般に言えるのではないだろうか。

本件では、遡及立法禁止について一般条項を根拠にすることを回避し具体的な規定を根拠にしようとして租税法律主義(憲法84条)を基礎としたのかもしれない。

だが、それが逆に「遡及立法」の概念を納税義務の成立という租税法固有の法理論を基礎に限定的に解釈する余地を生んだともいえるのではないだろうか。

遡及立法が自由権保障にとって重大な脅威であり、憲法上一般的に禁止されているというように人権の問題として捉えなおしたならば、遡及立法禁止の原則の機能する範囲をもう少し広げることができたかもしれない。

5. もっとも、人権の問題と捉えなおしたとしても、大島訴訟の最高裁判決が判示した「立法裁量の尊重」の壁は存在する。

しかし、この点も、本件のような法規の遡及適用の有無という問題は他の租税政策上の判断と同次元で論ずるべきではないこと、民訴法の改正により裁判所が専門委員制度(民訴92条の2)を利用して専門性・技術性を補うことができる建前となった現在では、裁判所が安易に「課税要件等を定めるについて、極めて専門技術的な判断を必要とすることも明らかである。」として司法判断を回避することは妥当ではないことからすれば、その壁も乗り越えられないわけではないとも思われる。

したがって、裁判所は大島訴訟の最高裁判決の射

程距離を検討することなしに単純にその論理に載るべきではないというべきであろう。

6. 多くの裁判所によって期間税における暦年当初への遡及立法が許容されるという傾向が続いており、この流れが確定してしまうと、今後、このような遡及立法が租税の領域で多用される虞がある。

その虞が現実化しないように、本件の上告審の判断に期待したいと思う。

#### 参考文献

- 山田二郎「税法の不利益遡及立法と租税法律主義」  
税法学559・55